

誤って従前加入の健康保険の保険証で受診した場合の手続きについて

当健保設立当初（2024 年 4 月）や入社直後に、誤って従前加入していた協会けんぽや健康保険組合（従前加入の健康保険）の保険証で医療機関を受診してしまった場合、従前加入の健康保険から医療費の返還を求める通知が送付されます。

（マイナ保険証が一時的に従前加入の健康保険に紐づいている場合も、医療費の返還を求める通知が送付されます）

2024 年 10 月現在、2024 年 4 月受診の医療費について、従前加入の健康保険より医療費の返還を求められており、どのように対応すればよいかの問い合わせを多数いただいております。

この場合の対応手順を以下にまとめておりますので、ご確認の上、ご対応ください。

【対応手順】

- ①従前加入の健康保険からの案内に従い、まずは医療費をお支払いください
- ②医療費支払い後、従前加入の健康保険に対し「診療報酬明細書（レセプト）」を送付いただくように別途ご依頼ください
- ③以下必要書類をご準備いただき、支払った医療費を当健保に請求ください

【必要書類】

- ・療養費支給申請書（立替払用）
- ・領収書(従前加入の健康保険に医療費を支払った際のもの)
- ・従前加入の健康保険から送付される診療報酬明細書（レセプト）※開封厳禁

※上記の通り、診療報酬明細書（レセプト）の発行は、従前加入の健康保険にご依頼ください。

以上